

3. 建築物の耐震化の現状等

(1) 住宅及び家屋

隠岐の島町における住宅及び家屋の耐震化の現状は、家屋課税台帳をもとに推計しています。

① 住宅

2017(平成 29)年度の家屋課税台帳によると、隠岐の島町にある住宅やアパート等、人が居住する可能性がある建築物は 8,998 棟です。このうち、新耐震基準施行(1981 年 6 月 1 日)以降に建築された住宅は 3,831 棟あり、耐震化率は 42.6%と算定されます。

新耐震基準施行以前に建築された住宅は 5,167 棟で、隠岐の島町にある住宅の半数以上は築後 35 年以上経過しています。

「隠岐の島町耐震改修促進計画」の計画期間を経て、住宅の耐震化率は、2010 年の 41.1%から 2017 年の 42.6%へと推移しており、耐震化率はわずかに上がりました。この間、耐震診断や耐震改修工事、耐震補強設計への補助制度を創設して、耐震化への支援を実施してきましたが、実績件数は多くなく、住宅の所有者等の耐震化への意識は十分に高まっていないと考えられます。

構造別にみると、ほとんどが木造住宅となっており、今後も木造住宅の耐震化に対する支援を継続していく必要があることがわかります。

【住宅の耐震化の現状】

		1981 年 6 月以降 (新耐震基準) の住宅〔棟〕 ①	1981 年 5 月以前 (旧耐震基準) の住宅〔棟〕 ②	合計 〔棟〕 ③=①+②	耐震化率 ①/③ ×100
木造住宅	2017 年度	3,745	5,071	8,816	42.5%
	2010 年度	3,704	5,331	9,035	41.0%
非木造住宅	2017 年度	86	96	182	47.3%
	2010 年度	88	106	194	45.4%
合計	2017 年度	3,831	5,167	8,998	42.6%
	2010 年度	3,792	5,437	9,229	41.1%

新耐震基準施行以前に建築された住宅を建築時期別にみると、1971～1981年5月までに建築された住宅が2,047棟あり、約4割を占めています。また、明治時期及び大正時期に建築された歴史ある住宅があわせて932棟となっています。

新耐震基準施行以前に建築された住宅であっても、その状態は多様であり、それぞれの状態に即したかたちで耐震化を促進する必要があると考えられます。

【建築時期別の住宅数】

建築年(西暦)	(和暦)	棟数[棟]	割合
～1912年	明治	457	8.8%
1913～1926年	大正	475	9.2%
1927～1945年	戦前昭和	521	10.1%
1946～1960年	昭和21～35年	881	17.1%
1961～1970年	昭和36～45年	786	15.2%
1971～1981年5月	昭和46～昭和56年5月	2,047	39.6%
合計		5,167	100.0%

地域別に住宅の耐震化率を算定すると、耐震化率が高い地域は五箇、磯、中条です。特に五箇地域については、8地域で唯一耐震化率が50%を超えています。

一方、耐震化率が低い地域は中村、布施、東郷となっています。

【地域別の住宅の耐震化の現状】

地域	1981年6月以降 (新耐震基準) の住宅[棟] ①	1981年5月以前 (旧耐震基準) の住宅[棟] ②	合計 [棟] ③=①+②	耐震化率 ①/③×100
西郷	1,237	1,832	3,069	40.3%
東郷	256	426	682	37.5%
中条	550	619	1,169	47.0%
磯	432	447	879	49.1%
中村	170	473	643	26.4%
布施	86	230	316	27.2%
五箇	654	480	1,134	57.7%
都万	446	660	1,106	40.3%
合計	3,831	5,167	8,998	42.6%

家屋課税台帳の住宅には、現在は人が居住していない空き家も含まれています。国や島根県が住宅の耐震化率を算定する際には、居住世帯がある住宅のみが対象とされており、これに合わせた耐震化率も推計することとします。

隠岐の島町では「隠岐の島町空家等対策計画」の策定(2018年3月策定予定)に向けて、2016年度に空き家実態調査を実施しています。調査で明らかとなった空き家は1,111戸であり、これを考慮すると、現在人が居住している住宅は7,887棟と考えられます。空き家が全て新耐震基準施行以前に建築された住宅であると仮定すると、本町における住宅の耐震化率は48.6%であると推計されます。

また、地域別の耐震化率は次の表のとおりとなります。

【地域別の住宅の耐震化の現状(人が居住する住宅のみ)】

地域	全住宅数 〔棟〕	空き家数 〔棟〕	人が居住する 住宅数〔棟〕	耐震化率 ※人が居住する 住宅のみ	(参考) 空き家率
西郷	3,069	222	2,847	43.4%	7.2%
東郷	682	84	598	42.8%	12.3%
中条	1,169	85	1,084	50.7%	7.2%
磯	879	83	796	54.3%	9.4%
中村	643	103	540	31.5%	15.8%
布施	316	79	237	36.6%	25.1%
五箇	1,134	232	902	72.5%	20.3%
都万	1,106	223	883	50.5%	19.9%
合計	8,998	1,111	7,887	48.6%	12.3%

②家屋

家屋課税台帳に記載される家屋には、住宅以外に、付属家や倉庫、事務所、工場、ホテル・旅館などが含まれます。2017(平成 29)年度に家屋課税台帳に記載されている家屋は、住宅も含めて 13,868 棟あり、このうち新耐震基準施行以降に建築されたものが 6,067 棟、耐震化率は 43.7%と推計されます。

用途別にみると、アパート・共同住宅や事務所、工場などの耐震化率は 70%以上あり、比較的耐震化が進んでいることが分かります。一方、土蔵、ホテル・旅館の耐震化率は低く、30%に満たない状況です。特にホテル・旅館は多くの人が利用する場所でもあるため、耐震化が急がれます。

【用途別の家屋の耐震化の現状】

用途	1981 年 6 月以降 (新耐震基準) の建築物[棟] ①	1981 年 5 月以前 (旧耐震基準) の建築物[棟] ②	合計 [棟] ③=①+②	耐震化率 ①/③ ×100
住宅	3,742	5,149	8,891	42.1%
アパート・共同住宅	89	18	107	83.2%
ホテル・旅館	14	36	50	28.0%
簡易付属家	170	49	219	77.6%
付属家	1,137	1,771	2,908	39.1%
土蔵	47	282	329	14.3%
倉庫	471	330	801	58.8%
店舗・銀行	135	77	212	63.7%
事務所	169	54	223	75.8%
病院	6	0	6	100.0%
工場	85	35	120	70.8%
その他	2	0	2	100.0%
合計	6,067	7,801	13,868	43.7%

(2)多数の者が利用する建築物

隠岐の島町における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、島根県が2015(平成27)年に実施した耐震化実態調査結果をもとに確認しています。

2015年10月現在、多数の者が利用する建築物は隠岐の島町内に81棟あり、このうち新耐震基準施行以降に建築された建築物が46棟です。また、旧耐震基準で建築された建築物35棟のうち、耐震改修などによって耐震性があると判断される建築物は24棟でした。

以上のことから、多数の者が利用する建築物81棟のうち、耐震性がある建築物は70棟となり、耐震化率は86.4%と算定されます。「隠岐の島町耐震改修促進計画」の計画期間を経て、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、2010年の64.8%から2015年の86.4%へと21.6ポイント上がりました。

また、これらの建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分して、それぞれの用途ごとの耐震化率を把握したところ、「災害時の拠点となる建築物」の耐震化率は86.7%、「不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率は85.7%、「特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率は85.7%でした。

【多数の者が利用する建築物の耐震化の現状】

	建築物 〔棟〕	1981年 6月以降 の建築物 〔棟〕	1981年 5月以前 の建築物 〔棟〕	耐震診断 の結果、 耐震性 あり	耐震診断 の結果、 耐震性 なし	耐震改修 実施済	耐震診断 未実施	耐震性 ありの 建築物 〔棟〕	耐震化 率
	①= ②+③	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧= ②+④+⑥	⑧/①×100
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)	81	46	35	16	11	8	8	70	86.4%
災害時の拠点となる 建築物	60	30	30	15	10	7	5	52	86.7%
不特定多数の者が 利用する建築物	7	5	2	1	0	0	1	6	85.7%
特定多数の者が 利用する建築物	14	11	3	0	1	1	2	12	85.7%

多数の者が利用する建築物のうち、隠岐の島町が所有する建築物は41棟です。このうち新耐震基準施行以降に建築された建築物が25棟、旧耐震基準で建築された建築物で耐震改修などによって耐震性があると判断される建築物は12棟で、耐震化率は90.2%と算定されます。

用途別に区分すると、「不特定多数の者が利用する建築物」及び「特定多数の者が利用する建築物」はすべての建築物で耐震性が確認されていますが、「災害時の拠点となる建築物」については、耐震化率が88.9%となっており、耐震化が急がれます。

【多数の者が利用する建築物(町有建築物のみ)の耐震化の現状】

		建築物 〔棟〕 ①= ②+③	1981年 6月以降 の建築物 〔棟〕 ②	1981年 5月以前 の建築物 〔棟〕 ③	耐震診断			耐震性 ありの 建築物 〔棟〕 ⑧= ②+④+⑥	耐震化 率 ⑧/①×100	
					耐震診断 の結果、 耐震性 あり ④	耐震診断 の結果、 耐震性 なし ⑤	耐震改修 実施済 ⑥			
										耐震診断 未実施 ⑦
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)		41	25	16	12	1	0	3	37	90.2%
災害時の拠点 となる建築物	役場、幼稚園、 学校、病院等	36	21	15	11	1	0	3	32	88.9%
不特定多数の者が 利用する建築物	ホテル・旅館、 飲食店、銀行等	4	3	1	1	0	0	0	4	100.0%
特定多数の者が 利用する建築物	共同住宅、寄宿舎、 事務所、工場等	1	1	0	0	0	0	0	1	100.0%

(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

隠岐の島町における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況は、島根県が2015年に実施した耐震化実態調査結果をもとに確認しています。

2015年10月現在、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は隠岐の島町内に9棟あり、このうち新耐震基準施行以降に建築された建築物が5棟です。旧耐震基準で建築された建築物は4棟で、耐震化率は55.6%と算定されます。「隠岐の島町耐震改修促進計画」の計画期間を経て、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率は、2010年の50.0%から2015年の55.6%へとわずかに上がりましたが、これは計画期間中に新しい建築物が建築された結果であり、各々の建築物の耐震化は進んでいないのが現状です。所有者等の耐震化への意識が十分に高まっていないことが考えられます。

【危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状】

	建築物 〔棟〕	1981年 6月以降 の建築物 〔棟〕	1981年 5月以前の 建築物 〔棟〕	耐震診断 の結果、 耐震性 あり	耐震性 ありの 建築物 〔棟〕	耐震化 率
	①=②+③	②	③	④	⑤=②+④	⑤/①×100
危険物の貯蔵場又は処理場 の用途に供する建築物	9	5	4	0	5	55.6%

(4)地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路とは、島根県が2013年6月に策定した「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められた、第1次～第3次緊急輸送道路を指します。緊急輸送道路は被災地での支援活動に必要な人員や物資の輸送を輸送するための道路であり、住民の避難路ともなる重要な道路です。建築物の倒壊等によってこれらの道路が閉塞され、支援活動や避難の妨げとなることがないよう、この道路沿いの建築物の耐震化を進める必要があります。

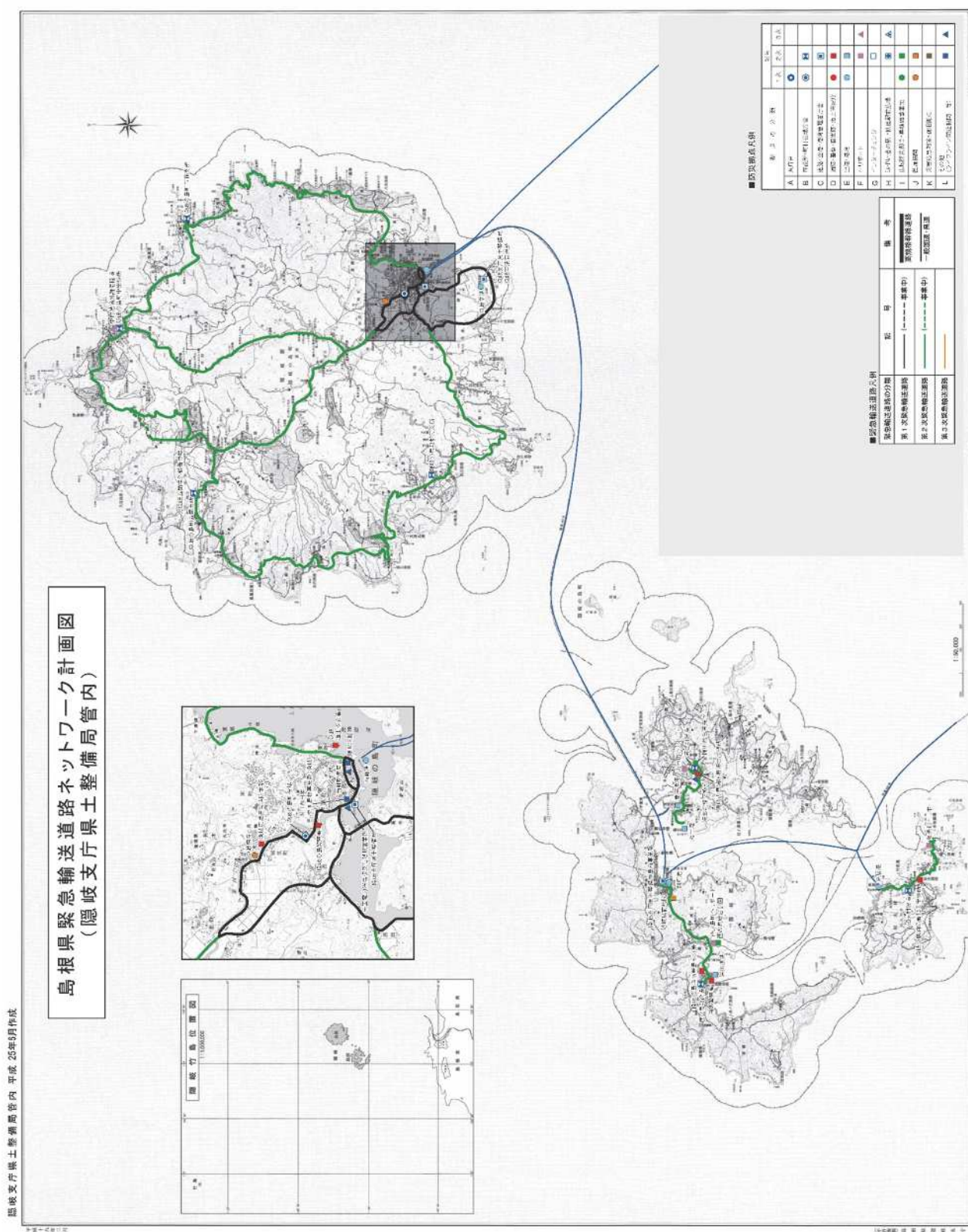
隠岐の島町における地震発生時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)は次の道路です。

【緊急輸送道路一覧表(平成25年6月1日時点)】

区分	道路種別	路線名	区間
第1次	一般国道(指定外)	国道485号	(町)中町中条線交点～ 西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点
第1次	主要地方道	隠岐空港線	全線
第1次	主要地方道	西郷布施線	国道485号交点～(町)中町中条線交点
第1次	隠岐の島町道	宮の前西町線	有木1号線交点～(主)西郷布施線交点
第1次	隠岐の島町道	有木1号線	中町中条線交点～宮の前西町線交点
第1次	隠岐の島町道	中町中条線	国道485号交点～有木1号線交点
第1次	隠岐の島町道	西郷270号線	(主)隠岐空港線交点～広域農道岬線交点
第1次	その他	広域農道岬線	(町)西郷270号線交点～国道485号交点
第2次	一般国道(指定外)	国道485号	(主)西郷布施線交点～(町)中町中条線交点
第2次	一般国道(指定外)	国道485号 郡バイパス	国道485号～町道向ヶ丘1号線交差点付近
第2次	主要地方道	西郷都万郡線	全線
第2次	主要地方道	西郷布施線	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～ 国道485号交点
第2次	一般県道	中村津戸港線	国道485号交点～国道485号交点
第2次	その他	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路	国道485号交点～(主)西郷布施線交点
第2次	一般国道(指定外)	国道485号	郡バイパス

出典：島根県「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」

【緊急輸送道路網図(隠岐支庁県土整備局管内(平成 25 年 6 月 1 日時点)】



出典：島根県「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」

島根県が 2015 年に実施した耐震化実態調査結果では、この道路沿いの建築物のうち、新耐震基準施行以前に建築された建築物であって、倒壊した場合に道路を閉塞するおそれのある建築物は全部で 17 棟とされています。そのうち耐震改修等によって耐震性があると判断される建築物は 0 棟でした。17 棟の建築物に対して、耐震診断を行い、耐震性を有しないと判断された建築物については、早急に耐震化を図る必要があります。

【第 1 次～第 3 次の緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化の現状】

道路種別	建築物数	
		耐震改修済
第 1 次緊急輸送道路	13	0
第 2 次緊急輸送道路	4	0
第 3 次緊急輸送道路	0	0
合計	17	0

4. 建築物の耐震化における問題点及び今後の課題

隠岐の島町における建築物の耐震化の現状等を整理した結果、明らかとなった問題点及び課題は次のとおりです。

(1) 隠岐の島町全体

隠岐の島町は大規模な地震の経験が少なく、今後も甚大な被害が発生するような大規模な地震は起こらないとの認識が広がっているため、比較的高額な費用を要する耐震診断及び耐震改修工事に消極的な傾向があることが考えられます。

島根県の地震被害想定調査では震動予測がいずれの地震の場合も震度 3 以下となっていますが、2016 年に発生した鳥取県中部地震で震度 5 弱の揺れが観測されるなど、想定外の地震が発生する可能性もあります。

そのため、まずは町全体で耐震診断や耐震改修の必要性について正しく理解し、地震防災意識を高めていく必要があります。

(2)住宅・家屋

住宅については耐震診断や耐震改修工事、耐震補強設計への補助制度を創設し、耐震化に向けた支援を実施してきましたが、実績件数が少なく、耐震化率もほとんど上がっていません。住宅の所有者等の耐震化への意識は十分に高まっていないことが考えられ、意識啓発を促進する必要があります。また、建築時期が古い住宅になるほど居住の高齢化が進んでおり、経済面や工事への対応の煩わしさ等、日常生活への影響が懸念されていることが予想されます。そのため、高齢者世帯への支援制度のあり方についての検討も必要であると考えられます。

住宅以外の家屋については、多くの人が利用する場所であるホテル・旅館や店舗・銀行の耐震化率が低いことが分かりました。規模の大きな建築物は、耐震改修工事に多額の費用を要することから、耐震化が進まないことが考えられます。町民や観光客の安全を確保するためにも、住宅以外の建築物の耐震化への支援についても検討していく必要があります。

(3)多数の者が利用する建築物

耐震化が進んではいないものの、それぞれの建築物の用途を考えると耐震性の確保を急がなければなりません。特に災害時の拠点となる建築物の耐震化率が100%となっていないことから、災害時の機能確保のため早急に取り組む必要があります。また、不特定多数の者が利用する建築物及び特定多数の者が利用する建築物についても、利用者が被害を受けることがないように、積極的に耐震化を進める必要があります。

(4)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

周辺に対して危険を及ぼす可能性が高い建築物であるにもかかわらず、耐震化への取り組みが進んでいません。所有者等の意識啓発を行い、耐震化を促進していく必要があります。

(5)地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物

災害時に重要な道路であるにもかかわらず、沿道の建築物の耐震化が進んでいません。所有者等に対して、道路が持つ役割や耐震化の重要性について周知していく必要があります。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 目標設定における基本的な考え方

耐震改修促進法に基づいて 2016 年に改正された国の基本方針では、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を 2020 年までに 95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化の促進を図ることが示されています。

これを受けて県計画では、国の基本方針を基本としながらも、現状の耐震化(住宅:70%、多数の者が利用する大規模な建築物:86%)を勘案して、2025 年までに住宅の耐震化率を 90%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を 95%とする目標を設定しています。

隠岐の島町においては、これら国の基本方針や県計画と、「隠岐の島町耐震改修促進計画」の計画期間の耐震化率の推移、今後の施策の効果などを考慮して、建築物の 2025 年度末の耐震化率の目標を設定します。

2. 住宅の耐震化の目標

住宅については、2025 年度末の耐震化率の目標を 60%とします。

住宅の耐震化率については、国の基本方針で、2025 年度までに「耐震性のない住宅をほぼ解消する」という目標が示されています。また、県計画では国の方針を踏まえながら、耐震化率の現状も勘案して、2025 年度末の目標耐震化率を 90%としています。

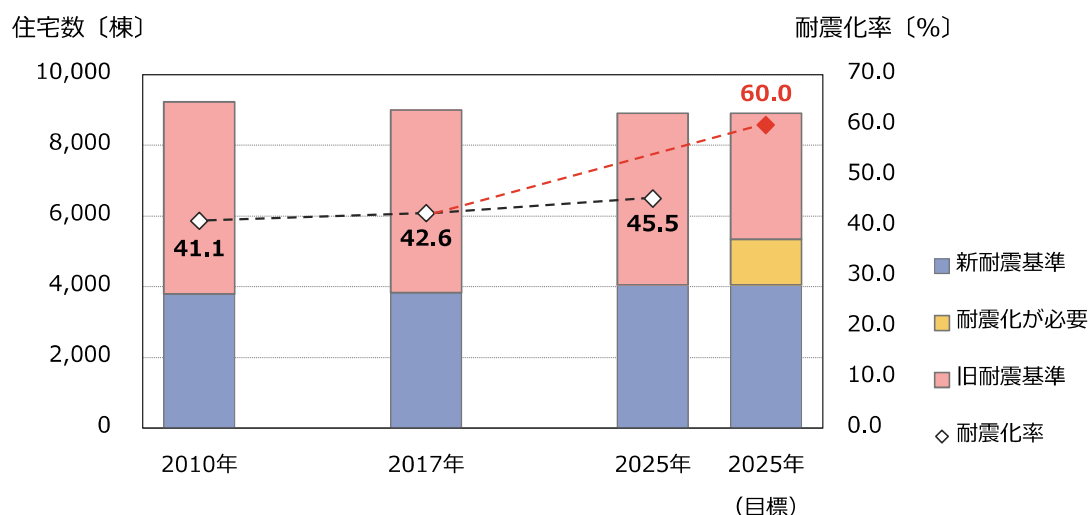
しかし、隠岐の島町においては住宅の現状の耐震化率が 42.6%であり、2010 年からの 6 年間で 1.2 ポイントしか上昇しておらず、耐震化がほとんど進んでいない状況です。そのため、この耐震化率の推移と今後の所有者等の耐震化への意識啓発や耐震診断、耐震改修への補助などの施策の効果を勘案し、2025 年度末までの住宅の耐震化率の目標を 60%とします。

隠岐の島町では近年住宅数が減少する傾向にあり、この傾向が続くと仮定すると、2025 年度末の住宅総数は 8,903 棟、そのうち耐震性があると判断されるものは 4,049 棟で、耐震化率は 45.5%と推計されます。2025 年度末に耐震化率 60%の目標を達成するためには、新築、建替、耐震改修などにより、耐震性があると判断される住宅が 1,293 棟増加することが必要です。

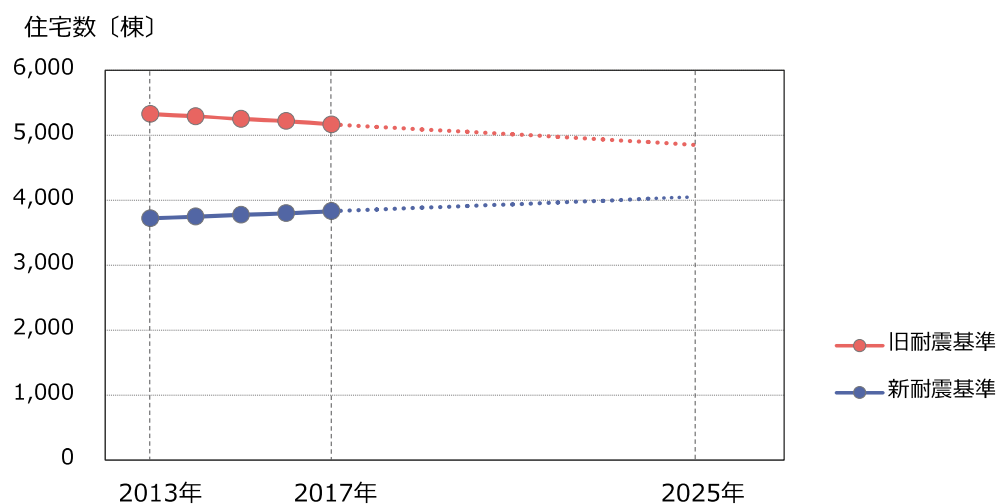
【住宅の耐震化の目標】

	1981年6月以降 (新耐震基準) の住宅〔棟〕 ①	1981年5月以前 (旧耐震基準) の住宅〔棟〕 ②	合計 〔棟〕 ③=①+②	耐震化率 ①/③ ×100
2010年	3,792	5,437	9,229	41.1%
2017年	3,831	5,167	8,998	42.6%
2025年	4,049	4,854	8,903	45.5%
2025年(目標)	5,342	3,561	8,903	60.0%

目標(60%)を達成するためには、1,293 棟の耐震化が必要



【住宅数の推移】



3. 特定建築物の耐震化の目標

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化率については、国の目標及び県計画の目標を踏まえ、現状の86.4%を2025年度末までに95%以上とすることを目標とします。

この目標を達成するためには、現在耐震性がないと判断される建築物11棟のうち、7棟を耐震化する必要があります。

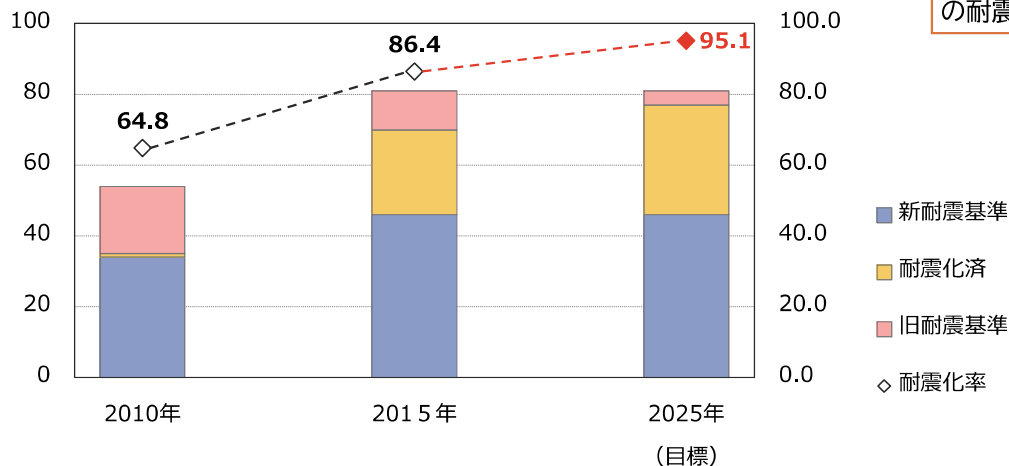
特に災害時の拠点となる建築物については優先的に耐震化を図ることとし、2025年度末までにすべての建築物が耐震性のある建築物となることを目指します。

【多数の者が利用する建築物の耐震化の目標】

	建築物 ①=②+③	1981年 6月以降 (新耐震基準) の建築物[棟] ②	1981年 5月以前 (旧耐震基準) の建築物[棟] ③	耐震診断の 結果、耐震性 あり又は 耐震改修済 ④	耐震性ありの 建築物 [棟] ⑤=②+④	耐震化率 ⑤/①×100
2010年	54	34	20	1	35	64.8%
2015年	81	46	35	24	70	86.4%
2025年(目標)	81	46	35	31	77	95.1%

建築物数〔棟〕

耐震化率〔%〕



目標(95%)を達成
するためには、7棟
の耐震化が必要

【多数の者が利用する建築物の用途別の耐震化の目標】

用途	現在の耐震化率(2015年)	耐震化の目標(2025年)
災害時の拠点となる建築物	86.7%	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	85.7%	95.0%
特定多数の者が利用する建築物	85.7%	95.0%

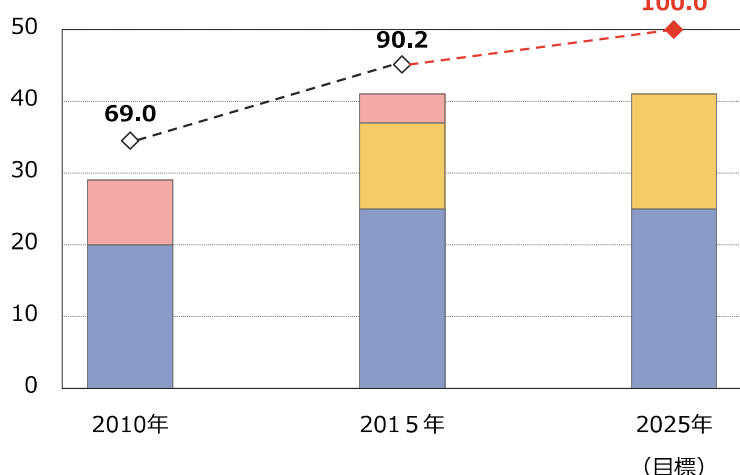
多数の者が利用する建築物のうち、隠岐の島町が所有する建築物については県計画の目標を踏まえ、2025年度までに耐震化率を100%とすることを目標とします。

町有建築物のうち、耐震性がないと判断されている建築物は4棟あり、すべてが「災害時の拠点となる建築物」となっています。そのため、関係部局と連携して強力にかつ早急に耐震化を進めていくこととします。町有建築物の耐震化を早急に進めることにより、町民に対して耐震化をPRする機会とし、民間建築物の耐震化の促進につなげます。

【多数の者が利用する建築物の耐震化の目標】

	建築物 ①=②+③	1981年 6月以降 (新耐震基準) の建築物[棟] ②	1981年 5月以前 (旧耐震基準) の建築物[棟] ③	耐震診断の 結果、耐震性 あり又は 耐震改修済 ④	耐震性ありの 建築物 [棟] ⑤=②+④	耐震化率 ⑤/①×100
2010年	29	20	9	0	20	69.0%
2015年	41	25	16	12	37	90.2%
2025年(目標)	41	25	16	16	41	100.0%

建築物数〔棟〕



目標(100%)を達成するためには、4棟の耐震化が必要

【多数の者が利用する建築物(町有建築物)の用途別の耐震化の目標】

用途	現在の耐震化率(2015年)	耐震化の目標(2025年)
災害時の拠点となる建築物	88.9%	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	100.0%	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	100.0%	100.0%

(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

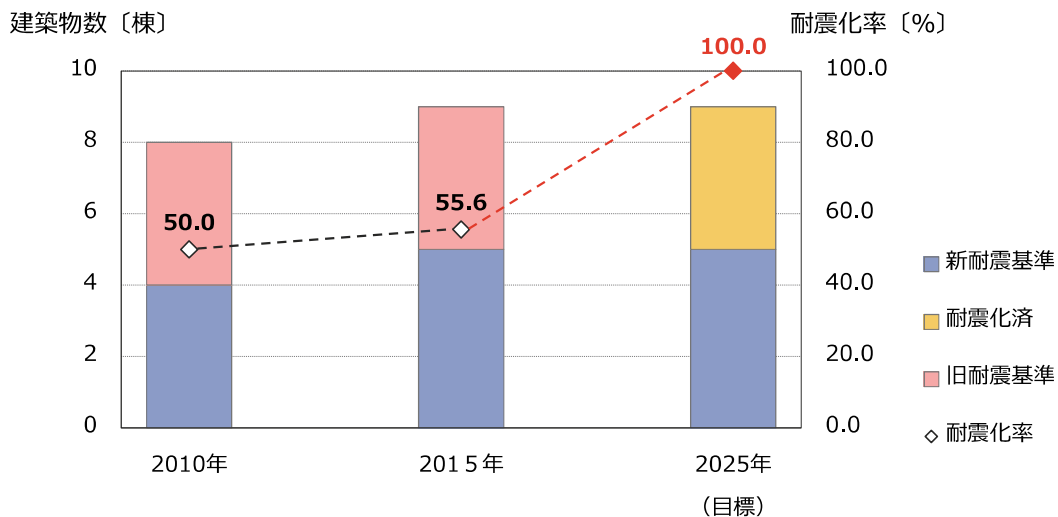
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率については、国の目標及び県計画の目標を踏まえ、現状の 55.6%を 2025 年度末までに 95%以上とすることを目標とします。

この目標を達成するためには、旧耐震基準で建築された建築物 4 棟すべての耐震化が必要となります。

【危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の目標】

	建築物 ①=②+③	1981 年 6 月以降 (新耐震基準) の建築物[棟] ②	1981 年 5 月以前 (旧耐震基準) の建築物[棟] ③	耐震診断の 結果、耐震性 あり又は 耐震改修済 ④	耐震性ありの 建築物 [棟] ⑤=②+④	耐震化率 ⑤/①×100
2010 年	8	4	4	0	4	50.0%
2015 年	9	5	4	0	5	55.6%
2025 年(目標)	9	5	4	4	9	100.0%

目標(95%)を達成する
ためには、4 棟全ての
耐震化が必要



(3)通行を確保すべき道路沿いの建築物

通行を確保すべき道路沿いの耐震化率については、国の目標及び県計画の目標を踏まえ、2025年度末までに95%以上とすることを目標とします。

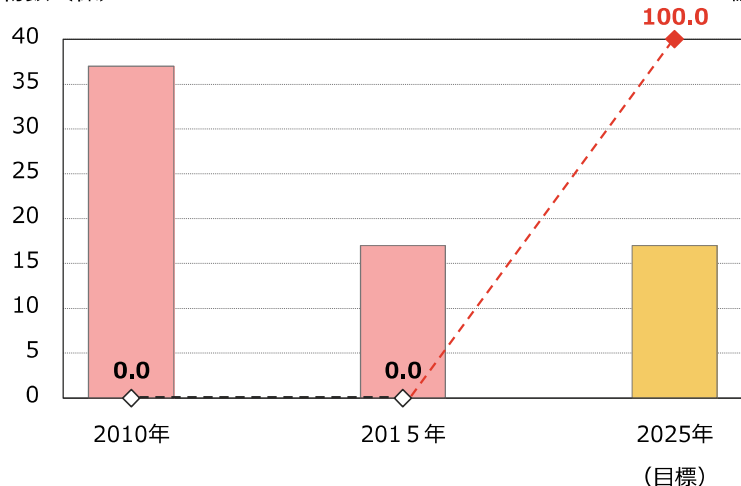
この目標を達成するためには、地震発生時に緊急輸送道路を閉塞するおそれがある17棟の建築物すべての耐震化が必要となります。

また、県計画では、道路の通行及び円滑な避難の確保を図るため、緊急輸送道路の一部路線が「耐震診断を義務づける道路」として指定され、その道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者に対し、期限内での耐震診断結果の報告が義務づけられています。これらの建築物については、隠岐の島町でも積極的に耐震化を働きかけていきます。

【通行を確保すべき道路沿いの建築物の耐震化の目標】

		1981年 5月以前 (旧耐震基準) の建築物[棟]	耐震診断の 結果、耐震性 あり又は 耐震改修済	耐震性ありの建 築物 [棟]	1981年 5月以前 の建築物 の耐震化率
		①	②	③=①+②	③/①×100
2010年	第1次緊急輸送道路	27	0	0	0.0%
	第2次緊急輸送道路	10	0	0	0.0%
	第3次緊急輸送道路	0	0	0	0.0%
2015年	第1次緊急輸送道路	13	0	0	0.0%
	第2次緊急輸送道路	4	0	0	0.0%
	第3次緊急輸送道路	0	0	0	0.0%
2025年(目標)	第1次緊急輸送道路	13	13	13	100.0%
	第2次緊急輸送道路	4	4	4	100.0%
	第3次緊急輸送道路	0	0	0	100.0%

建築物数〔棟〕



目標(95%)を達成
するためには、全て
の耐震化が必要

■ 新耐震基準
■ 耐震化済
■ 旧耐震基準
◇ 耐震化率